

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位：mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
イプフルフェノキン	0.12	0.001597	—	0.000041	—	0.0016
イミノクタジナル ベシル酸塩及びイミ ノクタジン酢酸塩	0.0061 (イミノ クタジン として)	—	0.0000328	0.0002139	—	0.00025
ダイアジノン	0.002	—	—	0.0008421	—	0.00084
ピジフルメトフェン	0.26	—	—※	0.0000062	—	0.0000062

網掛け：水濁基準値案の10分の1以上のPEC

※：事務局算出値。

2. 基準値設定後の対応

ダイアジノンについては、第1段階水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以上であることから、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、当該農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。